

八〇世紀の林田農業と家地経営

——中世的土地所有成立の前提——

畑井弘

【要約】

『平安遺文』に収められた田券類にしばしば見られる「林田何段」というような記事は、今日まで林田と呼ばれる小字地（坪）の田島何段という風に読まれてきているが、これは、本来は林田農法という特殊具体的な経営方式から起った名称で、焼畑農法から発達した切替え輪作方式による田島であることを示しているのである。その具体像は本文で述べるが、小論がこの林田農業に着目する所以は、山林原野の開発で占めたその比重を明らかにし、それが分業的生産や交易とも深く有機的に結びついた山野用益形態であり、小農経営の展開はもとより、家父長的農奴主層の地主的土地所有の展開の基盤となり、中世的土地所有成立の前提たる意味を担ったことを明らかにしようとするものである。そして、それが中世初期における第一次的複合村落共同体の発達の一契機となり、一〇世紀以後の荘園領主的な領域的土地所有の端緒ともなっていく様子を垣間見たいと思う。

史林 五九卷三号 一九七六年五月

はじめに

拙稿「奈良・平安時代の焼畑農業^①」では、山林を伐採して火入れをし、そこに粟や稗を播き大豆や小豆を作り、はたまた里芋を植えて、およそ四五年間畑地として使うと放棄し、二・三〇年間「アラシコバ」「ソラス」として樹木の自然成育を待って再び伐採・火入れをする、そういう山地系の焼畑農業が大化前代からかなり広く行なわれていて、それが一般民衆の自立的・個別的弱小経営における再生産を支える重要な補完条件になっていたことを論証した。

ここでは、農法としてはその焼畑農業に源流をもち、エコロジカル・バランスの問題やテリトリーの問題といった空間的な条件の変化と、農業技術それ自身の発達という歴史的な条件の展開とに促されて、焼畑農業から一歩も二歩も進歩した農法として、平安初期にはすでにかなりの普及をみていたと考えられる林田農業について、主として『平安遺文』(第一卷)に収められた若干の文書から、考察してみたい。

① 大阪歴史学会二五周年記念論文集・第二卷・『中世社会の成立と展開』所収。

一、林田とハンノキ(榛)

林田農法というのは、簡単にいうと、伐採したあとの火入れをしないで、切株を徐々に取りのぞきながら畑地とし、一〇年ぐらい作物を栽培し、また林にもどす農法である。林地と畑地の切り替え輪作という点では、焼畑農業と同じであるが、火入れをしないという点と、およそ一〇年間ほど畑地として用益できるという点で、大きな違いがある。宮本常一氏によれば、この農法は、関東地方ではつい二〇年ほど前まで、たくさん残っていたということであるから、^①農法としては高度で安定的なものであることがわかる。

この農法が発達した理由として、およそ二つのことが考えられる。一つは地力回復の問題である。焼畑農業では、豆科植物を栽培して土中のチッソ分を増やすわけであるが、林田農業では、ハンノキ属の樹木を植えて地力の回復をはかるのである。すなわち、ヤシャブシ(九州山地産)・ミヤマシャブシ(本州中部以南・四国・九州に分布)・ヒメシャブシ(北海道・本州に分布)とか、ヤマハンノキ(全国)・ヤハズハンノキ(本州亜高山帯)・ハンノキ(全国)など、この種の樹木は、「根には根瘤を生じマメ科植物と同じく空気中の窒素分を固定するので肥料木として役に立つ」のである。この農法ではほぼ一〇年間畑地として使えるというのも、そのためであろう。いま一つは分業的生産との関係である。すなわち、「ハンノキの樹皮や鱗果は染料とする。嵯峨女の黄色い前だれはこのハンノキで染めたものだ」とあるように染料をとる。

そればかりではない。このハンノキ属の樹木は各種の家具や器具の用材に適し、「高木となるものは建築材、器具材等に
使われる」^④のである。そのほか、「砂防植栽に用いられ又湿地性のもは湿地の造林樹種として利用」^⑤される。

ハンノキ属の樹木は、右にあげたもののほかに、ヤチハンノキとか、タニガワハンノキ・カワラハンノキ・サクラバハ
ンノキなど、その仲間がとても多い。また、「椎茸原木、器具材、薪炭材、時に皮をはいで磨き床柱につかう」^⑥クマシデ
属の樹木や、材質が堅く緻密なので「建築材、器具材、機械材等種々につかわれ、椀、盆等の漆器木地としてよい。昔は
弓を作るのに使った」^⑦ミズメ（別名アズサ）とか、「樹皮に字がかけるのでソウシ（草紙）カンバともいう」^⑧ダケカンバ、
「建築材、器具材、機械材、船舶材、車輛材に用う」^⑨オノオレ、^{（斧折れ）}「鵜飼につかうたいまつとするのでウダイカンバともい
う」^⑩マカンバなどのシラカンバ属の樹木、それに、種子が食料にもなるハンバミ属の樹木は、いずれもこのハンノキ属の
樹木とは同種のカバノキ科の樹木である。

こうしたカバノキ科の樹木が、分業的生産といかに深く結びついていたかは、こと改めて説明するまでもないであろう
が、小論では、とりわけその一つであるハンノキ属に注目しようというわけである。「水田のあぜに植えられ、果実を染
料とし、材を器具に用いる。はりのき。やちはんのき」^⑪は、おそらく、人々が定着生活を始めた大昔から、住いの周辺に
求められた植生だったに違いない。そして「ヤチハンノキ」の名が「家地」に必ず植えられたことからくるのならば、そ
の育成はすでに分業的生産の一環として、換言するならば自然林の利益としてでなく植林の一環として、少なくとも万葉
時代から広く行なわれていたに違いない。万葉歌の中に、

此間^{こゝ}にして 背向^{そがむ}に見ゆる わが背子が 垣内^{かきつ}の谿に 明けされば 榛^{はり}のさ枝に 夕されば 藤の繁みに 遙々^{はらばら}に

鳴く霍公鳥 わが屋戸の 植木橘 花に散る 時をまだしみ 来鳴かなく 其は怨みず 然れども 谷片^{かたが}就きて 家
居せる 君が聞きつつ 告げたくも憂し（四二〇七番）

という一首があるが、谿谷に近い垣内に植わっている湿地ごのみの榛（ハンノキ）の様子が見られて、一つの参考となる

う。また、

住吉の岸野すみのえの襟きしほに染にほふれど 染にほはぬわれやにほひて居らむ (三八〇一番)

思おもふ子が衣ころも摺すらむににほひこそ 鳥はりばちの襟きしほ原はら秋あき立たずとも (一九六五番)

古いにしへにありけむ人の求もとめつつ 衣きぬに摺すりけむ真野まのの襟きしほ原はら (二一六六番)

などは、自然に植わっているハンノキから染料をとって衣服を染める習わしが、遠い昔から行なわれていたことを示している。

白菅しらすげの真野まのの襟きしほ原はら心こころゆも 思おもわれぬわれし衣きぬに摺すりつ (一三五四番)

などは、「木に寄す」と題せられていて、日本古典文学大系本『万葉集』もその補注で考証しているように、この「襟原」は、たとえばハンノキ属の中でも丈の低いミヤマハンノキなどの生い茂る原野をさしていると思われる——襟を「ハギ」と解する説があるが——。

いざ兎うさぎども大和へ早く白菅しらすげの 真野まのの襟きしほ原はら手て折をりて行かむ (二八〇番)

白菅しらすげの真野まのの襟きしほ原はら往むかへくさ来きさ 君きみこそ見みらめ真野まのの襟きしほ原はら (二八一番)

なども、万葉びとの生活感覚の中に定着したハンノキの日常的なまでのあり方がしのばれる。持統・文武朝の歌人として知られる高市黒人とその妻の作というこの二首に歌いこまれた真野の地が、果たして今の神戸市長田区東尻池町に当たるのならば、後年、池大納言家領となった兵庫三箇荘の地である。また、

引馬野ひまのににほふ襟きしほ原はら入り乱みだり 衣きぬにほはせ旅たびのしるしに (五七番)

の引馬野が、愛知県宝篋郡御津町御馬・下佐脇・新田付近であるのならば、後世の御津庄・渡津庄わたづ・渡免庄わたまへの地である。とすれば、こうした襟原が開発されて荘地となっていたことも、当然考慮されてよいのではあるまいか。ともあれ、人びとが日常親しんでいるハンノキの群生する原野が、土壌そのものが湿潤であるとすればなおさらのこと、これを開いて

林田農地とすることが多く見られたのではなからうか、と推測されるのである。

因みに、「法隆寺伽藍縁起并流記資材帳」^⑭には、天平一〇(七三八)年に賜わったとする食封の中に「播磨国揖保郡林田郷五十戸」^(傍点筆者)^⑮を挙げている。また、宝亀一一(七八〇)年の「西大寺資材流記帳」^⑯には、「田園山野図漆拾参卷」の中に「武藏国入間郡榛原庄」「越中国射水郡榛原庄」などの図があるという。したがって、林田郷とか榛原庄というような名称が生まれるような人々の営みがあったことは、事実として観取してよからうと思ふのである。

以上、そのものずばりといった直接的な史料こそ挙げ得なかったが、奈良時代にハンノキ属の樹木を植えて染料や木材を得、その伐採後は水田や畑地として用益する林田農業が、すでに広く行なわれていたであろうことを推測したわけであるが、以下、『平安遺文』にみる林田の史料を手がかりにして、当時の実態を検討してみよう。

- ① 季刊『人類学』4・2・一三六～七頁
- ② 『原色日本樹木図鑑』四一頁
- ③ 同右、四四頁
- ④ 同右、四三頁
- ⑤ 同右、四二頁
- ⑥ 同右、三八頁
- ⑦ 同右、四一頁
- ⑧ 同右、四〇頁
- ⑨ 同右、四一頁
- ⑩ 同右、四〇頁
- ⑪ 金田一京助編『辞海』一五二四頁
- ⑫ 日本古典文学大系『万葉集』卷一・三三〇頁
- ⑬ 同右・一五八頁・頭注
- ⑭ 清水正健編『莊園志料』上巻・三七七頁
- ⑮ 右掲『万葉集』卷一・四〇頁・頭注
- ⑯ 右掲『莊園志料』上巻・六〇七、六〇九頁
- ⑰ 『寧楽遺文』中巻・三四四～三五五頁
- ⑱ 同右、三六四頁
- ⑲ 同右、三九五～四三〇頁
- ⑳ 同右、四一四頁

二、片畠——片あらし耕地の相対的安定化——

今日、古代農業の実態を考える場合に、必ずその念頭においておかねばならぬことがらの一つとして、「かたあらし」

の問題がある。莊園文書などにしばしば見られる「年荒」とか、「今荒」とかがそれである。この問題については、戸田芳実氏の研究^①がよく知られているので祖述はしない。また、小論で氏の見解を批判しようとするものでもない。だが、「かたあらし」を文字どおりの「荒」と解してよいかどうかについて、多少の疑念がないではない。それについては、拙稿で「人民的占請における荒田・閑地の意味」の一節を設けて検討を加えたことがあるので、ここでは省略する^②。要するに、文書面に現われる「年荒」地のすべてを、生産性をもたない休耕地と見て、当時の生産力的限界や農業事情の不安定性を強調しすぎると、見作耕地と年荒が各坪ごとに混在していたことの意味を、消極的な面でしか捉えずに終わってしまうおそれがある。確かに「かたあらし」現象は、古代〜中世の農業事情の不安定性の象徴ではある。しかしながら、どのような荒閑地にもそれなりの生産性を創造していこうとする、それが人民の姿である。「年荒」と表現された土地にも、単なる休耕地以上の積極的な意味があった、と私は考えるのである。

因みに、有名な黒田庄の事例を挙げると、長承二(一一三三)年の「伊賀国矢川・中村・夏見条田畠立券案」^③に見る中村条の畠の場合、

出作四十五町四段三百卅歩又加青蓮寺二町

麦畠廿九町一段卅歩片畠十六町三段三百歩

とあるが、この一六町余の「片畠」をどう見るか、である。もちろん、矢川条にも

出作拾貳町捌段小

麦畠七町二段小 片畠五町六段

公民作拾貳町玖段新庄是也、

麦畠三町八段小 片畠九町大

とあるし、龍口山には

という記載さえ見られる。夏見条にも同様の「片島」がある。結論からいうと、この「片島」は、明らかに「荒島」とは区別された安定耕地としての島であるが、常畑化した完全な安定耕地としての「麦島」とも区別される、やはり「片島」、つまり二圃制的切替え畑地として相対的な安定耕地となっている畑地だ、と理解されるのである。鳥羽院政期には、すでにこうした「片島」耕地が伊賀国でも広く一般化していたと観取されるのである。私は、これを「林田」農法の一環として捉えうる、と思う。水田における「かたあらし」は、慈円の「拾玉集」に

早苗とるやすのわたりのかたあらし こそのかり田はさびしかりけり

と歌われているように、なお一般的に見られる景観であったが、畑地における場合は、そうした「かたあらし、田島の年交に荒るゝをいふといへり」^④といった「年荒」状態を克服して、一定期間安定耕地として用益される、しかもなお二圃制的切替え畑としての属性を保ち続けている「片島」耕地が、かなりの程度に現われていた、と考えられるのである。その一定期間というのは、前述した林田農法のおよそ一〇年間が、一つの目安になるかも知れないし、その片島と対になっている隣接切替え地に育てられている樹木の種類によっては、多少の長短があったであろう。なお、常畑としての麦島にすることができると耕地ならばそうしたであろうから、むしろ「片島」農地として用益するのをもっとも好都合な土地には、休耕部分はそれなりに植樹して分業的生産の資を享ける用益をはかったはずである。ハンノキ以外にも、経営構造全体の中で必要とする樹木は、いろいろあったと考えられるだろう。「片島」の対の部分は決して文字どおりの「荒」ではないと私は思う。

要するに、一二世紀の黒田庄文書が示す「片島」農法の相対的な安定耕地の源流に、前述した焼畑農法の発展形態としての林田農法の発達があった、というのが私の理解なのである。そして、そのもっとも早い徴証は平安初期の大同年間に発見できると思うのである。

- ① 戸田芳実著『日本領主制成立史の研究』参照、とくに一七八～一八三頁。
 ② 前掲拙稿「奈良・平安時代の焼畑農業」一〇三～一〇七頁参照。
 ③ 『平安遺文』二二八二号
 ④ 『倭訓栞』・「年荒」

三、林田の沽価

大同元(八〇六)年の「大和国添下郡司解」^①によると、上毛野朝臣弟魚子が直銭一二貫文で沽却した墾田五段六〇歩について、

在京南二条一村国里十七林田、^{〔傍点筆者〕}二百六十歩 六十歩十九瓶田三段三条一粟田里五埋田

と注記されている。欠蝕部分があるので確かではないが、いまその部分が記載順序から推して十八坪所在の墾田を記したものとすると、十七・十八・十九と相接する三カ坪の中で、その十七坪にある墾田二六〇歩が「林田」と呼ばれていることになる。景観から想察し、かつ「墾田」と称せられ「常地」と呼ばれていることから見て、この二六〇歩の林田が相対的安定耕地であることは、ほぼ確かである。と同時に、地積に現われていない部分が林である可能性が想定される。

時代は半世紀ばかり下るが、仁寿四(八五四)年の「紀伊国在田郡司解」^②で見ると、

門田	段別八〇東(四石)
垣内幡田	段別九〇東(四石五斗)
高苗代田	段別八〇東(四石)
畠田	段別八〇東(四石)
野田	段別五〇東(二石五斗)
家地	段別五〇東(二石五斗)

家地 段別四〇束(二石)

畠 段別三〇束(一石五斗)

というような、地種による活価の相違が窺える。承和一四(八四七)年の「近江国八木郷墾田売券」^③では、「窪田畝段」が三石五斗(七〇束)で売られているが、窪田とか深田とかいえば、当時は良田とされた水田である。それが右に見る門田や高苗代田の八〇束と、原野に墾開した野田の五〇束の中間的位置にあるとすると、普通の墾田は中田程度の価値をもち、五〇束が相場だったようである。門田や苗代田が上田で八〇束、垣内田がさらに高くて九〇束というのも肯ける。それに比べると、単なる畠でしかない耕地が三〇束というのは、かなり低い評価しかされていなかったことがわかる。興味深いのは「畠田」である。私はこれを、水便のある年は *miri*(畔あるいは支壁) を作って *loeyoung*(棚田) とし、早年には *miri-bori*(畑地) とするインドの *munḍa* 族の耕地利用形態に類似する水・陸両用田と考えたい。^④ それはともかくとして、問題の「林田」の活価を推定してみなければ、先へ進めない。

寛平年間(元^⑤八八九)の「東大寺諸国封物業納帳」^⑥に見る庸米活価では、若狭・播磨・阿波・讃岐の四カ国を通じて例外なく「別升五文」である。したがって、石当たり五〇〇文が当時の常例だったと見て間違いない。そこで、いま『令集解』にいう「段地穫稻五十束。束稻春得米五升也」^⑦に当てはめてみると、

稻一束^⑧米五升^⑨銭二五文

稻四〇束^⑩米二石^⑪銭一貫

という等価関係を措定することができる。もちろん、寛平年間の「別升五文」が九世紀を通じての目安になるかどうか、物価変動を考慮外におくことは妥当性を欠くけれども、一応の目安にしておきたい。

さてそうすると、問題の林田二六〇歩を含む墾田五段六〇歩の活価が一二貫文というのは、単純平均すると段別二貫三二二文強ということになる。つまり段別で稲ならば九二束八把強、米ならば四石六斗四升四合強という計算になり、件の五段余の墾田は、垣内田なみの高価になってしまっているのである。もし、林田を低い活価に評価し、残りの四段一六〇歩を全

部水田だと仮定すると、それらの四段一六〇歩はいっそう高い沽価で売られたことになる。とすれば、この「林田二百六十歩」というのは、かなりの経済的価値をもったものとして捉えねばならなくなつてこよう。

そこで、もう一つの、全く反対な状況を示す売券を見てみよう。貞観八(八六六)年の「近江国大国郷墾田売券」^⑦がそれである。これによると、

大国郷戸主依知秦千嗣解 申依正税稻切常土売買墾田立券文事

合

十二条七里廿七林田貳佰陸拾歩

卅三林田壹段参佰拾歩

卅四林田壹段佰捌拾歩

八里七門田壹段貳佰柒拾歩

右件墾田、充正税稻壹佰捌拾貳束価値、切常土与売同郷戸主従八位下依知秦公浄男既訖〔下略、傍点筆者〕とある。廿七・卅三・卅四は互いに隣接する一まとまりの三カ坪である。ここに三筆四段三〇歩の林田があり、少し離れた八里七坪の門田一段二七〇歩と合わせて、四筆五段三〇〇歩の墾田を、正税稻一八二束に充てるために沽却したわけである。

門田一段二七〇歩を先に見た門田一段八〇束の基準で評価すると一四〇束の沽価になる。そこで総額一八二束からこれを差引くと、林田の三筆四段三〇歩の沽価は四二束となる。つまり、林田は一段で一〇束程度に、概算されるわけである。これだと、畠の三〇束と比べても三分の一にしかならず、前の垣内田にも匹敵する場合は、雲泥の差である。いま、門田も林田も区別せず四筆五段三〇〇歩で一八二束、と単純な割算をしても、段別沽価は三一束二把となり、やっと畠なみである。このような大差はどうして生ずるのであろうか。窮状に乗じて不当に安く買い叩いたなどという議論はこれほど

の大差を説明する方法にはならない。

① 『平安遺文』二九号

② 同右、一一五号

③ 同右、八七号

④ 前掲拙稿「奈良・平安時代の焼畑農業」一九頁、七五頁、七七〜八

三頁

⑤ 『平安遺文』一八三号

⑥ 田令・田長条

⑦ 『平安遺文』一五一号

四、切 常 土

そこで注目されるのが、「切常土」という文字である。因みに、買得人が同じ大國郷戸主従八位上依知秦公淨男であり、年代も二年後の貞観一〇（八六八）年と近い「近江国養父郷墾田売券」^①と比べてみると、

養父郷戸主平群広戸口依知秦公広成解 申依所、負稻常土、売墾田立券事

十二条七里廿八林、田、南沓段広戸依知秦公田刀自女地

右、件墾田、□負稻肆拾束充価値、切常土与売〔下略、傍点筆者〕

とあって、売らねばならぬ事情も同じような「所負稻」にあるし、やはり「切常土」であるのに、この場合は一段で四〇束である。また、同じ養父郷の例に、天安元（八五七）年の「近江国養父郷墾田売券」^②では、

愛知郡養父郷戸主平群夜須長戸依知秦酒富刀自女解 申依用米売買墾田立券文事

合式段

十二条七里廿一林、田、沓佰捌拾歩 直米柒斛伍升

廿八林、田、沓段沓佰捌拾歩 直米貳斛貳斗伍升

右件墾田、用米参斛充価値、切常土売与〔下略、傍点筆者〕

というのがあある。この場合、二筆とも段別に換算して一石五斗、つまり三〇束である。とくに注意したいのは第二筆目の

「廿八林田売段壹佰捌拾歩」は一一年後の売券に見る「廿八林田南売段」と同一坪にあるという点である。この同じ坪内で、天安元年に依知秦酒富刀自女が沽却した林田が段別三〇東の沽佃であり、貞観一〇年に依知秦公広成が売却した林田南の一段が四〇東なのである。後者を林田の南にある普通の墾田で林田ではないと解するならば話は別だが、そういう場合は一般に「林田南田(畑)」と表記するのが習いである——「東大寺伊賀国玉滝柚券第二回勘定天平神讓二年」^③「参照——。したがって、この場合は、林田の内、南寄りの一段と解してよい。さてそうになると、同じ坪内で沽佃が4:3の比をなすほど違う林田があり、しかも一一年も後の売買の方が高値であるということになる。となると、一方で一段一〇東程度の場合を見てきたわれわれとしては、物価が上ったのだなどと逃げるわけにはゆかず、そこにそれなりの理由があることを、つきとめねばならなくなってくる。そこで、もう一通、同じ場所でも照合してみよう。ちょうど年代も両者の中間の貞観六(八六四)年のもので、「近江国大國郷墾田売券」^④がそれである。つまり一段一〇東の例を見た同じ場所でも

愛智郡大國郷戸主依知秦公浄長戸同姓安磨解 申依所負官稻切常土売買墾田立券文事

十二条七里廿林田、壹佰陸拾歩

廿一林田貳佰歩

右件墾田、己之所負官稻伍拾東充佃直、切常土奉売〔下略、傍点筆者〕

という一段五〇東の林田売買例が見られるのである。しかも貞観六年と八年とではほとんど同時代だし、位置も廿・廿一と廿七・卅三・卅四とでは、ほとんど同じ場所といつてよいほどの隣接坪である。整理してみよう。

- (イ)、天安元年 養父郷 段別三〇東
- (ロ)、貞観六年 大國郷 五〇東
- (ハ)、貞観八年 大國郷 一〇東程度
- (ニ)、貞観十年 養父郷 四〇東

となる。そして忘れてならぬことは、いずれも「切常土」という形で売られた林田であることである。(1)と(2)では同じ坪内という事情も見定めたし、(1)と(2)でもほとんど一区地と見なしてよい隣接坪の間で見られた事例であった。となると、言えることは一つである。つまり、およそ一〇年用益すると放棄される林田は、耐用年数が幾ら残っているかで、時価は年々変化するということがある。したがって「林田」だけを「切常土」として切り離して売買する場合は、不安定な一般的墾田(野田)と同じ五〇束が高い方で、用益年数が残り少なくなると一〇束で売られることもあったということになる。

なお、弘仁一一(八二〇)年の「近江国蚊野郷墾田売券」^⑤に

十二条八長田里廿七広田口切田参段

〔傍点筆者〕

とあり、これを「切常土与売」と言っているし、承和一二(八四五)年の「紀伊国那賀郡司解」^⑥には

墾田二町

野地三町二段

林切八段无本

〔木カ〕

四至東至山路 西至取路 南至文部氏真同姓木道大奈稅原地 北至山路 〔傍点筆者〕

という記載の仕方「林切八段」が見られる。また、承和八(八四二)年の「近江国愛智郡司解」^⑦では

合参段佰貳拾歩 直稻壹佰貳拾束

十二条九里六新治田者今益一段二百歩

〔傍点筆者〕

の売買について、「己墾田、限常土用稻壹佰貳拾束価値、売与」という言い方をしている。これらの表現から見ても、現作の常地だけを切り離して売る場合に「切常土」といい、それに隣接する未墾地や林地が売買対象でないことを示したものであることは、ほとんど疑問の余地がない。

こういうと、常地化され熟地化されていない不安定耕地が売れるはずはなからう、という反問があるかも知れぬ。確

かに、当時一般に「下田以下無人買作。然則田疇荒廢。翹足可待」という状態であったし、第一、「墾田地者。未開之間。所有草木亦令共採」であってみれば、「切常土」ではじめて売買対象となり得たといわねばならぬ。だが、「栽樹為林。并周二三十許歩不在禁限」や、「但元來相伝加功成林非民要地者。量主貴賤五町以下作差許之」などの律令法に見る林地に対する規定を想起すると、「切常土」には、そうした林地は売らないのだという意味が含まれていた場合も少なからずあったと考えねばならぬ。そう考へてはじめて、最初に挙げた大同元年の事例の、段別九〇束という高価な墾田五段六〇歩の実態が窺い知れると思われるのである。換言するならば、林田とその切替え地としての林地とが一まとまりになった所謂「一区の家地」といった形態で売られる「常地」の場合に、大同の事例に見られるような垣内田なみの価値に評価されたのである。そこで、推論だけでなく、以下にその実際を示す史料を検討してみよう。

- ① 『平安遺文』一五九号
- ② 同右、一一三号
- ③ 『寧楽遺文』中卷・六五二〜六五五頁参照
- ④ 『平安遺文』一四四号
- ⑤ 同右、四七号
- ⑥ 同右、七九号
- ⑦ 同右、五〇号
- ⑧ 『三代実録』貞観六年正月二十八日条
- ⑨ 『類聚三代格』延暦一七年一二月八日付官符「寺并王臣百姓山野蔽 沢浜嶋辰收入公事」
- ⑩ 同右、慶雲三年三月一四日付詔、「禁制王公諸臣多占山沢不事耕種 妨百姓業」
- ⑪ 同右、注⑨官符

五、切常土と常土の違い

承和八（八四一）年の「石川宗益家地売券」^①の場合、「左京六条一坊戸主從五位下石川朝臣」の家地ということ念頭に
 おいておかねばならぬが、ともあれ、

□在五条上堤田久里五坪三（外之）百歩（段三）

六坪一段百八十歩林 七坪二段林

(八坪)

二段三百卅歩熟地一段百六十歩

四至限公島并高階氏子地 北限社 西限泉氏益家地並公島

在物三間檜皮葺板敷屋一間在庇三面 五間檜皮葺屋一宇在口 五間板屋一間在庇口間 檜皮葺甲倉一宇 檜皮葺板倉一

を新銭(承和昌宝)二〇貫文で「与壳常地」としている。ところで、これを買得した左京六条三坊戸主正六位上稻城壬生

公徳継戸口同姓物主が、六年後の承和一四年に左京三条二坊戸主從五位下百濟王永仁戸口從五位上百濟王永琳に転売した際の「山城国宇治郡司解」によると、四至記事の「東限公島并大和国葛上郡下辺郷戸主賀茂朝臣真継戸口同姓成継家地并東大寺花殿院」に変化が見られるのと、「在物三間檜皮葺板敷東屋一宇已破」とあって、石川宗益の売券に記された残りの屋倉四字については、それらがどうなったか不明であるが——「已破」の板敷東屋一宇が僅かに残されているだけで他は取り払われて耕地化されたのか、それとも元のままで使用されているのか、判断しかねる。普通には、現存する建造物は明記するはずだから、前者のように推測されるが、現存する四字は売らなかったというケースも考えられるので、ここでは不明としておくしかない——、少なくとも、

合家巷区 地考町熟地五段 林五段

在五条上堤田外里五坪三段二百歩熟地

六坪一段百八十歩林 七坪二段林

八坪二段三百卅歩熟地一段百六十歩 林一段百八十歩

については、六年間に変化は起こっていない。したがって、石川宗益→稻城壬生公物主→百濟王永琳と転売されていたこの家地は、千鳥式坪並の五・六・七・八の四カ坪四町歩の中に位置を占め、熟地五段と林五段から成る一町歩の家地であり、承和八年には屋倉五宇を設けるものであったことが明らかである。

ここで、石川宗益の売券が、「切常土」ではなく、「常土」として沽却したものであることを明記している点に、注目したい。というのは、林と熟地それぞれ五段、屋倉五宇の敷地を加算しても、四カ坪四町歩の地積との間には、かなりの開きがある。沽価二〇貫文といえは、稻八〇〇束、米四〇石に相当し、当時、門田とか苗代田とかいったもともとも上等の耕地を一町歩買える値段である。屋倉が付属するとはいえ、林五段・熟地五段の一町歩が門田・苗代田の一町歩と対等の経済価値をもち得るはずがないであろう。とすれば、売券に明記された地積こそ一町歩であれ、実質に売買転伝されたのは、四カ坪四町歩のおそらく全部か、そうでなくともかなりの部分を占めた家地——当然、片あらし状態で樹木の成育を待っている「荒」を含む——の「常土」全部であった、と推定される。

なお、この家地の実質上の総面積がどれほどであったかについて、果たして件の四カ坪四町歩を最大限としてもつものであったのか、それとも、他者に属する地が四カ坪内部に入り込んで存在していたのか、検討作業は試みてみた。だが結論は得られなかったのである。念のため触れておくと、仁寿二年(八五二)の「尼証撰施入状」^③にいう「在院以西地敷一町の「家一区」の四至記事に

東限故尼信海家地 南限公田并泉氏益大夫家

西限大路并公畠 北限社 [傍点筆者]

とあって、「泉氏益大夫家」を軸に考えると、その東側に百済王永琳のものになっていた件の家地があり、北側に尼証撰が東大寺花嚴院に施入した家地一町があったことになる。その上、故尼信海の家地と称するものが、百済王永琳買得の件の家地の北側に当たって存在したことも窺える。ところで、嘉祥二(八四九)年に、その故尼信海の家地の一部分と思われる「地三段」が、やはり花嚴院に施入されている。^④その三年後の仁寿二年の尼証撰の施入状に「東限故尼信海家地」とあるから、そしてまた施入の「地三段」は「在院西辺」というから、花嚴院と尼証撰家地との中間に所在した故尼信海の家地——断簡のため、地積・四至とも不明——の内、花嚴院に東接する一部分の三段だけが施入され、西寄りにはなお「故

「尼信海家地」と称せられる部分が仁寿二年段階で存続していたことが窺える。したがって、東から順に、花蔵院・故尼信海家地・尼証撰家地と並んでいたはずで、それぞれの間に他者の地は存在していない。とすると、ここに一つ腑におちぬ問題が生ずる。というのは、百済王永琳の買得した件の家地の北側に、社があったことである。しかもこの家地は前掲四至記事が示すごとく、東側で花蔵院と接している。つまり、故尼信海家地と百済王永琳買得家地とは、承和一四年段階で、互いに「東限花蔵院」という状況の中で、北と南の位置関係にあったことになるわけである。そうなると、石川宗益や稲城王生公物主の二通の売券に「北限社」とあって、社の存在が疑えぬ以上、この場所の景観としては、北から順に、故尼信海家地・社・百済王永琳買得家地（元宗益家地・前物主家地）と並んでいたことになる。ところが、尼証撰の施入状にもまた、「北限社」とある。腑におちぬというのは、この尼証撰家地の北側にある社と、百済王永琳買得家地の北側にある社との関係である。両者は全く別々の二つの社だと解するならば、疑問は立ちどころに氷解する。だが、果してそう解してよいだろうか。五条上堤田外里の現地比定を試みられた岸俊男氏は、

ほぼ現在の宇治市五ヶ庄、黄檗山万福寺の西北、木幡の南東、宇治陵の南の地域に当たるとみられ、^⑤

「宇治華蔵院推定地」を示す同氏作成の条里復元図によれば、陸測地図（二万五千分の一、「宇治」）に見る「広芝」の東部を措定しておられる。尼証撰の施入状に見る「西限大路」はおそらく当時の奈良街道を指していると想定されるわけであるが、問題のこの辺りに、当時尼証撰の家地一町の北と南東に接して二つの社地があったかどうか、甚だ疑わしい。故尼信海の家地に関する四至記事が欠落していなければ確かめられるのであろうが、残念ながら断簡である以上、前述のごとく、一応、結論は得られず、としておくより仕方がないだろう。岸氏も「的確に表現することはできない」と述べて、相互の位置関係については方位関係だけを示す簡単な模式図を掲げるととどめ、復元図は作っておられない。

要するに、問題の家地が五・六・七・八の四力坪四町歩をすべて含むかどうかは確かめようがないわけであるが、東に花蔵院および賀茂成継家地並びに公島、北に故尼信海家地と社、北西に尼証撰家地、西に泉氏益家地と公島、南に道とい

った景観の中に位置していたことは確かであり、そうした周囲の状況から推測して、少なくとも林五段・熟地五段の一町歩と五宇の屋倉だけに尽きるものではなく、件の四カ坪のかかりの部分——場合によっては四町歩全部——を占めていたであろうことも十分推測できそうなのである。

念のために検討を加えた景観的考察の説明が、つい長くなったが、沽価二〇貫文の価値が、林五段・熟地五段と屋倉五宇の価値につきるものではなく、売券に記載されぬ部分を含んだ、換言するならば「常土」の値段であったことは、もはや疑い得ないであろう。

以上、「切常土」売買と「常土」売買の意味の違いを見定めてきたわけであるが、それは同時に、「常土」の実態と、その経営形態を見定めることでもあった。すなわち、端的にいつて、件の家地は林田農法に立つ家地だったのである。

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| ① 『平安遺文』七〇号 | ⑤ 岸俊男「家・戸・保」、『律令國家と貴族社會』所収、二四七頁 |
| ② 同右、八六号 | ⑥ 同右、二四六頁 |
| ③ 同右、一〇一号 | ⑦ 同右、二四五頁 |
| ④ 同右、九一号 | ⑧ 同右、二四五頁 |

六、家地の三要素——林田農法の場合——

右に見てきた石川宗益の家地では、熟地として用益されている耕地は確かに五段であり、しかも三坪にある三段二〇〇歩と、北接する八坪にある一段一六〇歩の二筆で五段なのである。それらが仮に水田だったとしても、そこから得られる稲だけでは、単婚家族の再生産を支えることすら困難であっただろう。

因みに、貞観八（八六六）年の「伊賀国阿閉福子施入状」^①によると、

合墾田陸段佰五拾陸歩 総地子米式斛柒升伍合

阿拝郡式段

十二条一里十九坂本南坪 地子米伍斗柒升伍合

自阿閉朝臣今雄手買得

山田郡肆段伍拾陸歩

十一条六里廿六三田西式段貳佰拾陸歩 地子米玖斗伍升

自京戸許王手買得

十四条二里 川原田壹段參佰歩 地子米伍斗五升

自酒見真淨手買得

とある。段別ではそれぞれ二斗八升七合五勺・三斗六升五合四勺・三斗という計算になるが、およそ、当時の段別地子でこのような端数に及ぶ例はほとんどない。一般に穫稻の五分の一が地子率で、上田一〇束（五斗）・中田八束（四斗）・下田六束（三斗）・下々田三束（二斗五升）というのが標準であった。したがって、この場合の買得墾田三筆は、中田か下田なみで、端数があるのは、それぞれの地積にチェックをつけて考えた方が事実に近いようである。つまり、阿拜郡にあった二段は熟地ならば下田で地子米六斗、それが五斗七升五合というのは、二升五合（五把）分に相当する三〇歩の地積が「荒」であった、と解釈する見方である。山田郡にあった一段三〇〇歩が段別三斗になっているのが、その傍証になる。山田郡の二段二一六歩を中田と見ると、熟地ならば四斗代で地子米一石四升、それが九斗五升というのは、九升（一東八把）分に相当する八一步の地積がやはり地子収取の対象とならない部分であった、という風に考えられるわけである。——もちろんこの想定は、右にあげた標準穫稻量と標準地子率を前提としてのものであって、「のちになると標準収穫を減額する傾向にあった」ことも考慮しなければならぬから、必ずしもこうだとは断定できない。第三筆目の段別三斗の事例を支点に、標準は一応有効と見ての想定なのである——。とすれば、阿閉福子が施入した墾田六段一五六歩はその内一一一步は熟地ではなく、地子収取の対象外とされた部分——たとえば常荒——だったということになる。

「東大寺伊賀国玉滝柚券第三施入帳貞観八年」と表題されたこの施入状から推して、私はこの墾田は林田だったのではないかと想像している。つまり、地子収取の対象外とされた三〇歩と八一步は、すでに幾年間かの用益期間が経過して放棄された部分ではないかと想像するわけである。およそ地力の衰えた林田は周囲からの雑草の侵入が激しくなって、田畠としての地積を外側からだんだんせめられてゆくのが通例で、まともった形で何歩常荒という風に表記できない時期があるのである。この施入状が、よく見られる熟地何歩、荒何歩という内訳記載をせず、地子量だけでその減少を示しているのは、現実の獲稲量でしか地積減少量を捉え得なかったからであると思う。事実として、周囲から侵入してくる雑草によって耕地として維持できなくなってゆく部分を測れるものではない。また、耕地としての地積を維持していると仮定した場合でも、林田の属性として、年々地力が衰えて、収量が低下してゆくことを考えると、第一筆での地子量二升五合減、第二筆での同じく九升減は、それなりの説明がつく。

ともあれ以上の検討から、この墾田は玉滝柚における林田であったであろうと推定するわけであるが、その地子量が、中田相当の四斗代（第二筆）・下田相当の三斗代（第一・三筆）というのも、そして第一・第二の二筆に標準地子量からの遞減現象が現われているというのも、林田の性質をよく示していると思われるのであるが、果たしてこの推定に大きな誤りがないとすれば、この事例を傍証として、問題の石川宗益の家地に立ち戻って考えると、どういうことが確かめられるであろうか。

その熟地は五段である。中田とみなしてその穫稲は四〇束標準に照らして二〇〇束（一〇石）である。地子量五分の一として、手もとに残るのは八石。これでは、単婚家族の再生産を支えることが困難である。ここで近世の五段百姓は水呑という通念を援用しようとは考えないが、当時の升でいう一升が今日の約四合にしか当たらないことは、すでに周知のことである。^⑧つまり、当時の八石は今日の三石二斗余でしかないのである。したがって、石川宗益（↓稻城壬生公物主↓百済王永琳）らの地主に地子を納めてこの家地を現実に経営していた直接生産者は、この五段の熟地耕管以外に、自らの再

生産を支える何らかの生産活動に従事していたはずである。

そこで注目されるのが、「林五段」なのである。この林も、年次とともにだんだんに伐採されて林田に切り替えられ、件の熟地五段から年々「荒」化する分だけ補充されて、常時熟地五段の耕管が維持できるような輪作サイクルの中に位置づけられていたと考えられるわけであるが、林として用益されている期間は、前述のごとく、それがハンノキ属の樹林であるならば、器具用材や染料をとることで、分業的生産や交易との接点をもったであろうし、クマシデ属の樹林ならば椎茸をつくり、炭を焼くのに役立てたことであろう。椀や盆などの漆器木地に適し、弓にも最適であったアズサなども植えられていたことであろう。また、ハンパミの類ならばその種子が食料にもなったはずである。また、貞観一二(八七〇)年の「某郷長解写」^④には、

長解 申売買家地立券文事

(巻カ)
区

立物板倉老宇 三間土居板敷板屋老間在原二具

地四段百八十歩之中熟地三段
栗林一段百八十歩

四至東限山垣
西限道
南限石川朝臣真主地并紀氏神地
北限中並并畔

在平群東条一平群里三十四兩坪

という例も見られ、一三・一四の二カ坪にあるこの一区の家地は、熟地三段と栗林一段半の経営を内容としている。もちろんこの四段半だけが売られたのではなく、二ヶ坪二町歩の全部か、それともそのかなりの部分を含んだ家地として売られたと考えられることは、沽価二四〇束から見ても、間違いのないところである。この事例に見るような「栗林」は当時売券にしばしば記載されるところであるから、いちいち例をあげるのは省いておこう。要するに、栗林が重要な食料源であった周知の事実を再確認すればよいのである。

なお、因みに同じころの事例として、元慶七（八八三）年の「河内国観心寺縁起資材帳」^⑧に記された「諸庄事」の記事を見ると、

同郡高向地耆町伍段

家地七段 林五段 栗林三段

四至 東限等 南限岸
西限道 北限道并錦部寺栗林

在錦部郡錦部郷高向村

右、承和八年七月二日郡判券

とあって、四至記事と合わせてその景観はおおよそ彷彿たるものがある。また、石川郡の庄八処の中の佐備庄について

一 佐備庄

在物萱葺三間屋一間

水田耆町耆段百五十歩

陸田耆町參段

林地貳町柒段

二条市原里十坪二段 十二坪二段

杭原里卅六坪三段 佐備里十三坪一段

楊谷里廿四坪二段百五十歩

三条墓廻里卅六坪一段

右、貞観十一年六月九日民部省施入

とあり、水田の一町一段一五〇歩はその六筆の所在坪をはっきりと捉えているのに、陸田と林地の所在を捉えていない。

それは大友庄の水田七段三一八歩と陸田一町・林四町との捉え方でも同様なのである。となると、考えられることは一つである。すなわちこれらの陸田と林の位置は坪付の上で捉えようがなかったのではないだろうか。だとすれば、この佐備庄や大友庄では、年次とともに林と陸田の位置が移動する経営方式、すなわち、焼畑輪作の切り替え畑か、林田農法に立つ陸田の経営が行われていたことになる。それは他の新開庄とか田舎庄とかの場合は陸田も含めた「水陸田拾町肆段」といった方法で、陸田も坪付の上ではっきりと捉えていて、同じ「貞観十一年六月九日民部省符施入」でありながら陸田の捉え方を異にしている事実を見ても明らかである。つまり、佐備庄や大友庄の陸田は、新開庄や田舎庄の陸田の場合と違って、坪付の上で捉えても意味がない陸田、すなわち年次とともに所在が移動する切替え畑（焼畑乃至林畠）だったと考えられるのである。

このように見てくると、林田農法はかなり広く行なわれていたと考えられ、

(イ)、林田、そこはハンノキ属の樹木が育てられていて、分業的生産や交易といった側面を含め、また食料の補充源という側面を伴いながら、直接生産者の再生産を支える重要な補充条件を成し、それだけに、経済財として一定の価値をもっていた。樹木は湿潤な土壌ならばハンノキ属がもっとも適していたが、そうでない土壌のところでは、その他の樹木、とくに栗とか桑とか漆とか、ともかく有用度の高いものが、それぞれ必要性和適地性の度合に応じて、植えられたと考えられ、したがってまた、そうした林を切り開いて作られた耕地は、

(ロ)、林田、とはいっても、必ずしも水田とは限らず、気象条件によってある年は畔を設けて水田とし、ある年は畠として使う畠田のようなものもあれば、陸田としてしか適しない林田、つまり林畠もあったようである。それぞれ地力が衰え、周囲からの雑草の侵入も激しくなって耕地としての利益に耐えられなくなると、アラシコバ・ソラス

(ハ)、焼畑農業における放棄耕地)の場合と同じように放棄され、田券上などでは、

(イ)、常荒、などと称せられて、樹林に育つまでは経済財としての価値はほとんど評価されなかった。田券に記載され

ない場合すら多かった。けれども、それは決して無主の原野などではなく、家地の一部分には相違がなかったのであって、その意味で「常土」の中に含まれるものであった。それは従来「片あらし」と呼ばれてきた「年荒」の休耕田とはいささか質を異にし、単に地力の自然回復をまつ一〜二年の休耕田とは違って、樹林の育成地としての属性をもっていたのである。たとえば、貞觀元(八五九)年の「近江国依智莊檢田帳」^⑥に、

(九条一筆寫本)
十里一荒木田百卅歩下

右坪、本注下田、今臨地為上田、即進地子、

五梨本田一段百六十歩中

右坪、本注常荒、今臨地勘、已遠江掾依智秦公乙長治田(中略)

十一條七里廿家田一段百八十歩下

右坪、本自常荒、今勘見熟(下略)

とあるように、「右坪、本自常荒」の地が嘉祥元(八四八)年から貞觀元年までの一二年間に「今勘見熟」となり、「本注下田」が「今臨地為上田」と変わったりするような、林田農法ならばこそと思われるような、常荒の熟田化や田品の向上が一般的に見られたのである——なお右の例の二筆目の、中略にした文中にある寺使と依知安雄のやりとりの実態についても、私は私なりの解釈をもっているがここでは省略しておく——。

というようにまとめることができるであろう。

林田農法においては、この(イ)、林地・(ロ)、林田・(ハ)、常荒の三様態をなす地が、互いに有機的な関係を保ちながら一つの用益サイクルを形成する形で、いわゆる「家地一区」を構成していたわけである。買券などの記載は、そのサイクルのある時点における静態的狀態を示すにすぎないのである。しかも、そこには、経済財としての価値を評価しうる熟地や林しか記載しないことが普通であるために、当時の売券のほとんどがそうであるように、そこに記された熟地や林の地積

(石川宗益の場合ならば合わせて一町)は家地の全貌を決してそのまま示すのではなく、所在坪の坪数や四至記事や近接地の田券との照合などで、地積の全体を推定せねばならないということが起こってくるのである。前述した同じ家地を買でも、「切常土」と「常土」(家地全体)との明確な区別や沽価の大きな差も、すべてこうした状態を摺んだ上で見直してみると、その実際がよくのみこめるのだと思う。

と同時に、こうした分析をふまえた上で改めて件の石川宗益の家地を見つめてみると、五・六・七・八の四カ坪にわたり、熟地五段・林五段を中核とするこの家地は、文字どおり「家老区」の自立的な個別的小経営として、直接生産者の単婚家族の再生産を、豊かではないにしろ、そして十分に安定的だとは言えないにしろ、まがりなりにも支え得たであろうと、推定できるのである。

以上、林田農法に立つ家地経営の実態を考察し、その過程で、管見の限りでは研究史上いまだ明確な解釈を見ているとは思えぬ「常土」や「切常土」の意味を検討し、合わせて、従来の研究ではほとんど見すごされてきた家地の沽価の大きな相違の意味についても、私なりの分析を試みてみたわけであるが、先に簡略に触れただけで残しておいた高価な林田があった事実について、もう少し、具体的な事例をあげて考察し、卑論の傍証としたい。

① 『平安遺文』一四八号

② 『日本歴史大辞典』九卷・二二七頁、竹内理三氏解説

③ 沢田吾一著『奈良朝時代民政の教的研究』四五―一頁参照

④ 『平安遺文』一六三号

⑤ 同右、一七四号

⑥ 同右、二二八号

七、紀伊国名草郡直川郷に見る林田農業

次に掲げる貞観三(八六一)年の「紀伊国真川郷墾田売券」^①に見る林田の場合は、周囲の景観がかなり具体的である。すなわち、

□ 売買立墾田券文事

□ 貳佰柒拾歩在紀伊國名草郡真川郷酒部村

四至 東限澗田 北限澗田 充直稻參佰伍拾束

□ 壹町玖段貳佰柒拾歩

(上田九段七十九)

□ 二步

充直稻九百廿束、別百束、

□ 段百九十八歩

充直稻六百卅束、別八十束、

下田二段

充直稻百廿束、別六十束、

□ 四二里八三田圭一段下

四至 東至畔 南至畔 古川

□ 里九猪垣北町三百歩中

四至 東至畔於澗 南至畔 北至紀宿禰吉上地

□ 三里十六利南圭一段下

四至 東至畔 南至畔 古川

□ 三里卅堅田二段中

四至 東至畔 南至畔 北至公田

□ 三里二林田西圭五段上

四至 東至畔 南至畔 北至地

□ 三里三林田西圭三段上

四至 東至畔并公田 南至畔 北至地

□ 里四猪垣田三段二百五十八歩中

四至 東至畔 南至畔 西至公田

七園二里卅服織田二段中

四至 東至紀吉上治 南至靈坂寺地并畔 西至公田

六園二里七坂本田一段上

四至 東至畔 南至於澗 西至紀葛成地

□ 二里卅六小俣七十二歩上

四至 東至紀金鷲地 南至公田 西至畔

右件水陸田、充価直稻貳仟參拾束、常地与、壳右京三条四坊戸主從八位上紀朝臣門成戸同姓氏守已訖、仍勒売買兩人署名、立券文如件、

貞觀參年二月廿五日

専売神門「今子」

相売橋朝臣「常子」

相売橋朝臣「茂子」

相売橋朝臣「岑子」

相知蕃良朝臣「新雄」

買人蔭孫紀朝臣「氏守」

当里刀禰紀朝臣「乙魚」

〔以下略〕（傍点筆者）

とある。

神門今子は、承和一五（八四八）年に外従五位下を賜わった神門臣当繼^②、嘉祥三（八五〇）年に外正五位下を賜わった神門臣富繼^③と同族で、『新撰姓氏録』の「右京神別上 天孫」の項に、出雲臣と並んで「天穗日命十二世孫鵜濡湊命之後也」と掲げられている神門臣の一族であるから、紀伊国名草郡に土着していた往古からの有勢氏族だったようである。脊衡元（八五四）年に、

有鳥。集殿前松樹。俗名古々鳥。其鳴自呼。勅左近衛將曹神門氏成射之。応弦而墜。帝甚称善。賜絹教足^④。

とその射術の神妙を賞せられた神門氏成は、貞觀元（八五九）年には左近衛將監で外従五位下を賜わっており^⑤、翌二年には下総介に任ぜられているが、要するに軍事的氏族たる面影を伝える人物である。その点、前掲拙稿の中で詳論した狩猟を生業の重要な一環とする山棲み型の焼畑農業文化の中で育ってきた氏族と言えるかも知れぬ。

さて、そうした神門臣氏成と全く同時代を生きた件の神門今子の墾田がどのようなものであったかを、以下に検討するわけであるが、まずその所在する場所を見てみると、「真川郷酒部村」とある。この「真川郷」は、件の売券にもその名

を発見しうる紀朝臣葛成が、承和一五(八四八)年にその墾田を売却した際、その所在を

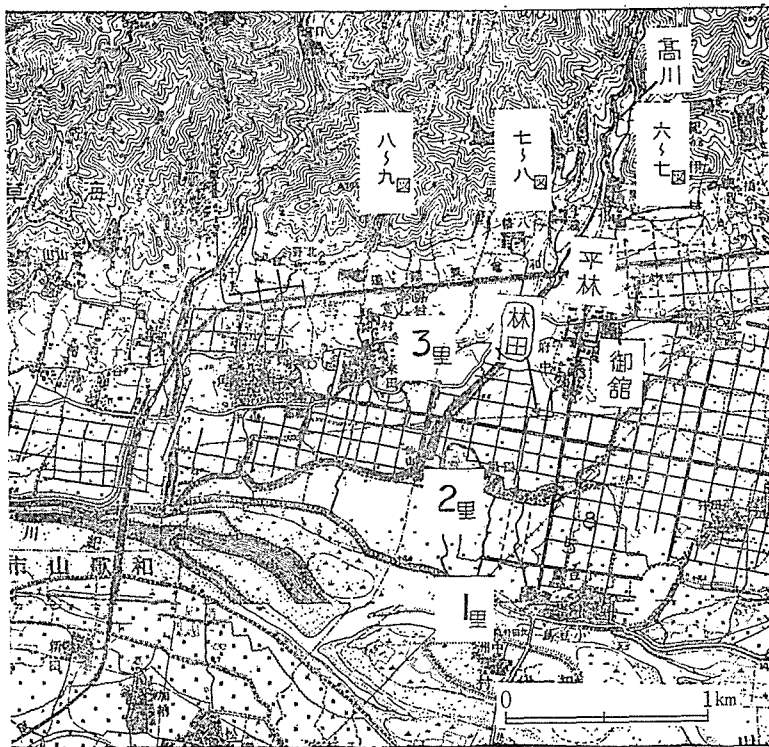
合考段 在直川郷

四至 東限紀朝臣長川治田
西限池井田
南限野
北限林 ⑦

としたためているように、「直川郷」の誤記と思われる。直川(のおかわ)といえは、和歌山市内に属し、国鉄阪和線が紀の川を渡る手前で南へ方向を転ずる辺り、ちょうどカーブし始める付近に当たっている川北の山裾の地である。背後の山に入れば、口畑・奥畑の集落を過ぎ、井関峠を越えて泉州に入り、鳥取池を経て井関川沿いに尾崎へ出る。また、目前の大和街道を東へとれば、府中まで二キロばかりである。西へとれば四キロばかりで伊久比禿神社が鎮座する。したがって、早くから開発の進んだ地帯であったと考えられるわけであるが、周知のごとく、紀の川はしばしばその流路を変えており、承安四(一一七四)年の「紀伊国紀実俊申文」^⑤にも「東則田井田屋、南則粟栖湯橋、西則紀三所神宮、北則菌部六十谷」という「直川保河南島」の「島本作棄作一町余・開発一町余・常荒二町余并五町」の再開発が企てられているように、直川郷・直川保の地はしばしば「為洪水深底水損」、「離島人跡希通地」という状態になる地でもあった。したがって、神門今子の墾田地がこの直川のどの辺りにあったかは計りたいが、東南を起点として、東から西へ(条)、南から北へ里を数えるこの地域の条里から察して、売券に見る二里・三里の文字が示すかぎり、当時の河北、流路から二・三里のやはり山裾に当たっていたようである。

なお念のため、谷岡武雄氏が試みられた条里復元^⑥によれば、「紀伊村田屋には林田という地名が残っている。これを一応復元の一つの決め手として、ちょうどそこが当図の3里・2・3坪になるような坪並および里の界線を考えてみる(中略)。同じく紀伊村大字小豆島には、5の坪があり、その北東側に8の坪、また7坪に相当するところに椰^ヤの坪がある。

かかる坪並は東南隅に始まり、第1列が西行する連続式以外の何物でもない。かくて図里の界線を引けば、上述の林田もこれの西北隣にある里の所定の位置に収まる。また古川とか川とかは、現在の高川に関するものであろう^⑧という判断の



谷岡武雄氏による条理復元図

もとに、問題の林田を府中と田屋の集落の中間に措定し、その位置を矢印↓で示しておられる。これに準拠すれば、図幅二万五千分一地形図「淡輪」(国土地理院)の標高10m線が走る水田地帯に件の林田があったことになる。

また服部昌之氏の試みられた復元図^⑩でも、問題の「□図三里林田・三里三林田」に当たる位置は、谷岡氏のそれとほとんど異なる。

この両氏による復元は、史料面から私が推定していた立地条件とはかなり違うので、実のところ当惑しているのであるが、小山靖憲氏によれば、「当時の名草・那賀両郡界をもう少し西にもってくるべきだと考えて」^⑪「おられ、谷岡氏も「右の復元は単なる試案に過ぎぬもので、将来いろいろの面から修正されねばならないだろう」と述べておられるので、私は私なりに次のように考

えたい。

当時「林田」と呼ばれたのは、坪名としてよりも、むしろその地の経営形態によるのであって、林田と呼び慣わされた場所はここかしこにあったと考えられる。したがって、谷岡氏が復元の決め手とされた現在の「林田」の位置を、文書面に見る「□図三里・林田・三里・林田」の位置だとすることは、もしかすると大きな早合点をしたことになるのではないかと考えられる。とすれば、谷岡氏の復元図は「決め手」の位置から動いてくることになる。その上、

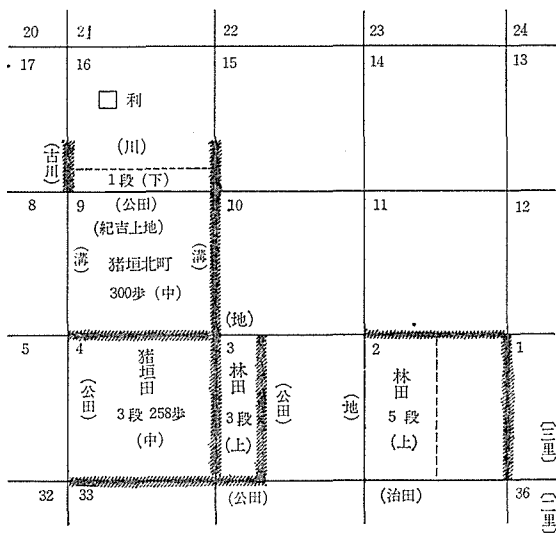
(三カ)

□里九猪垣北町

□里四猪垣田

を見くらべて、前者が後者の北隣だと解するならば（ここでの坪並は千鳥式。なお前者は「二里」の九坪であるかも知れぬ。とすると、紀川寄りに六町南へ動くが、猪垣の目的からして、やはり山寄りの三里に措定すべきであろう）、谷岡氏の復元図は参考にとどめて、私は私なりの推定に従って、西隣の四坪が「猪垣田」と呼ばれるような山添いの三里に件の林田があったと理解し、十六坪□利の北側を川が流れるような場所として、やはり「直川」付近の、阪和線よりも北、今滝から分流する高川の小支流が山裾に沿って東から西へ走る辺りを想定したい（この小支流もしばしば流路を変えたであろう）。終戦まぎわの頃、工兵部隊の一兵卒としてこの紀伊に駐屯していた私には、地形が脳裡に残っているが、猪垣を設けねばならなかった辺りといえ、決して谷岡氏復元図に示すような場所ではない。小さな起伏が断続する複雑な地形の山裾地帯であると思われるのである。専門外のことなので、条里復元の実際についてはよく判らぬが、件の林田・猪垣田の位置に関するかぎり、谷岡氏の復元図には、もう一つ、納得がゆきかねるとだけ、述べておこう。

神門今子の墾田、わけても小稿の主題たる「林田」の位置を直川郷のどの辺りと考えるかについて、かなり遠回りな手を要したが、林田農業の実態を考察するためには、以上の手続きは一応やむを得なかった。要は山裾の起伏の断続する地帯であろうことを見定めたかったわけである。



- [注] 1. 猪垣田を中心にして四至を考えた
 2. 猪垣田と猪垣北町を南北に隣接すると考え、その所在も共に三里と推定した
 3. 坪並は千鳥型と推定した
 4. 各筆の四至記事は()で括って、それぞれの方位に従って図中に記入した
 5. 畔は // で示した
 6. 溝と古川の位置については疑問が残る

さて、この二筆の林田は、二と三の坪のそれぞれ西圭を占め（長地形の地割らしい）、記事にもとづいて周囲の状況を復元してみると図のようになる。しかもこの林田は「段別百束」という高価な「上田」であることも注意したい。

二坪の林田五段の南にある治田は、服織田や坂本田の四至記事中に「紀吉上治」「紀葛成治」という表現が見られるから、単に「治田」とのみ記すこの治田は、神門今子自身の治田と推定される。つまり二里三五坪に神門今子の治田があったらしい。したがって、この林田は耕地条件の良い場所にあったようで、決して荒瘠地帯でないことが窺える。それは隣の三坪の林田三段の場合でも見られることであって、その南側の坪（二里三四坪）

に「公田」がある。とすれば、南側に公田や自己の治田がある場所で、神門今子は二カ坪にわたってそれぞれ五段と三段の林田を「墾田」としてもっていったことになるわけで、しかも図に見るように、二つの林田の間を占める三坪の東繩本七段に、公田と神門今子地がある（この「地」も先の「治田」同様、他人の所有でないから単に「地」と記したものである。「紀宿禰吉上地」「壺坂寺地」「紀葛成地」が傍証となろう）。かかる景観からしても、「林田」なるものがどのようなものか、およそ見当がつこう。少なくとも、瘠せこけた山林荒野を切り開いて、辛うじて耕地としたといった風のものとは、

全くイメージを異にすることが窺えよう。ただし、「上田」とされて一向に不思議ではない。

だが、小稿の注目したいのは、立地条件の良さのみによる「上田」、活価「段別百束」なのではない。焦点を合わせたのは、図示した三坪と十坪にある「地」である。また、九坪にある「紀宿禰吉上地」である。この「地」なる表現が、屋敷などの建造物の敷地としての所謂「家地」を意味するものでないことは、田券一般の常態からして明らかである。また、墾田占請地のうちの未開部分であるという意味でもない。もちろん林地でもない。また「荒」でもない。それは「地」としか呼びようのない土地で、しかも神門今子の所有地なのである。そして同様に、紀宿禰吉上の地、はたまた壺坂寺の地、紀葛成の地なのである。かかる所有対象の「地」とは一体どのような土地であるのか。そして、問題の林田とどういう関係にあったのか、その点に注目しようというわけである。

前掲の紀葛成の墾田一段の売券に「北限林」とあったように、東に紀朝臣長川の治田、南に野、西に池并びに田という状況の中で、その一段は北側に林が続いている。この一段の墾田が直川郷のどの辺りに所在したにせよ、承和一五（八四八）年におけるその景観として、林に接続する一段であったことは確かである。ところで、貞観三年（八六一）の神門今子の売券で、この紀葛成が「六〇二里七坂本田一段上」の西に治田、北に地を所有していた事実が見られる。それは「上田」に西接する治田であり、北接する地である。

かかる「紀葛成地」とは一体どのような土地なのであろうか。谷岡氏は「紀伊村弘西に阪本があり、直川村垂井南方の溝渠は古川と俗称されている。文書では古川が南北に6町以上の長さを持たねばならぬので、直川村の古川ではないらしい。阪本も文書の坂本田とは同一視を憚る」と述べておられる。氏の復元図では、弘西の集落は、ちょうど四里と三里の里界が東西に走り、五〇六図と六〇七図の図界が南北に引かれる、謂わば座標軸の原点に当たる部分に位置づけられている。六〇二里七坪にある坂本田をこの弘西の阪本と同一視できないとされる所以もなるほどと思われるが、氏の復元の「決め手」が確定的なものでなく、かなり動いてくるとすれば、話は変わってこよう。条里の起点の置き方を氏の場合よ

りもう少し西北に動かすべきだと仮定すればどうであろうか。弘西の辺りは標高20m線が蛇行し、北側の標高50m線が蛇行する橘谷の集落との間は起伏のある入り組んだ地形である。かかる場所で耕地づくりをするとなれば、平坦な沖積平野で耕地を作るようにはゆかない。小さな棚田や林や凹地や急斜面などが複雑に点綴する景観を考えねばならぬであろう。

もちろん、阪本に坂本田を当てようと主張するわけではない。その所在がどの辺りであるにせよ、その立地条件を谷岡氏復元図における五〇六図二里七坪（西田井の集落西端に当たる）や六〇七図二里七坪（田屋集落と小豆島集落の中間に当たる）などの沖積部に求めることはほとんど不可能と思うだけである。坂本田という呼び方からしてもそのことは確かである。この点から考えても、谷岡氏の条里復元図はその起点を北西にかなり動かさないと、納得いたしかねると私は思う。それはさておき、要するに、問題の「地」の解釈については、結論から言って、起伏に富んだ北側山裾地帯の、林田農法こそもっとも相応しい傾斜地地帯に所在し、年次によって林↓林田↓ソラス（休閒地、林にもどしつつある地）↓林とその相貌を変える輪作切替えサイクルの中で、ソラスの状態にある休閒地のことだと、私は考えたい。

北側に林が続く墾田一段を承和一五年に売却した紀葛成が、一三年後の貞観三年に、同じ直川郷で、神門今子売却地「六図二里七坂本田一段上」の西に治田を、北にかかる休閒地を所有していたのであるから、以上の考察を踏まえて総合的な推定を下すとすれば、直川郷における林田農業の広範な存在が考えられよう。いちいち復習するのは省くが、神門今子の売券と紀葛成の売券に見る「地」の周囲の状況や、それが「上田」、沽価「段別百束」の「林田」や「林」に接続している事実から見て、林田農業の広範な存在は否定できないし、かかる農業形態なればこそ、その重要な一環をなす「地」が所有地として明記されている意味も諒解できると思うのである。

紀葛成の一段を買得したのは左京二条二坊戸主散位従五位下橘朝臣氏雄である。京戸の彼が九〇束という高価を投じてこの一段を買得したわけである。それだけの投資に見合う有利な買得地だったに違いない。単なる穫稲五分一の地子取戻だけが目的だったわけでは決してあるまい。私見を述べるならば、北接する林の用益権を即自的に含んでいたのではな

ろうか。

同じことは、神門今子の林田二筆八段の場合でも言えると思う。段別一〇〇束といえば、すでに見てきたように、門田・高苗代田の八〇束はもとより、垣内幡田の九〇束よりも高価なのである。普通の墾田(野田・家地)の五〇束と比べるなら二倍に当たりもする。買得者紀朝臣氏守は右京三条四坊戸主従八位上紀朝臣門成の戸口であるが、彼は猪垣田などの中田にも段別八〇束という門田・高苗代田並の価額を投じているし、下田にも段別六〇束を支払っている。こうなると、件の売券に見る上・中・下の田品とその沽価は、すべて、普通の墾田における田品とその沽価に対応させて考えられないことが明らかである。仁寿四(八五四)年の紀伊国在田郡と貞観三(八六一)年の紀伊国名草郡の間に、それほどの時代差や地域差を想定することはできないから、紀氏守がこういう高価を投じた理由は、買得した権利の内容にあることを察知できよう。

端的に私見を述べよう。紀氏守は一〇筆一町九段二七〇歩の水陸田のみの直稲として二〇三〇束を支払ったのではない。もう一度文面を見てみよう。上・中・下田一町九段二七〇歩の直稲だけだと一六八〇束である。ところが、

四至東限拾田 南限拾田 西限拾田 北限拾田充直稲參佰五拾束

とあるように、一町九段二七〇歩に含まれない部分に対して、三五〇束を付加しているのである。買得の対象が一〇筆一町九段二七〇歩の水・陸田にとどまらないことを明白に物語っている。しかも売券としては、

(花町玖段力)
式百柒拾歩

の墾田としてしか書かれていないのである。この事実は、売買の実態が、売券の慣いとしては現実の耕地地積に限られた記載をとっていても、その周辺に所在する「地」の現実的所有権(勤労的土地所有権)というか用益権というか、そうした権利内容を含むものであったことを証言している。律令法上、そうした権利内容は所有権として認められてはいなかった。しかしながら、社会的現実を否定することもできなかった。「当里刀禰紀朝臣乙魚」らの証判を媒介として郡判を加

え、四至書きによる便法によって三五〇束の付価売買を承認する立券がなされているのも、法と行政的要請の間を埋める措置であったようであるが、そうして、それならばこそ、一〇筆一町九段二七〇歩だけの「切常土」ではなく、「常地」として売買されたことを承認しているのであるが、それはともかくとして、このように見てこそはじめて、件の一〇筆がいずれも非常な高価であることの意味が解けると思うのである。三五〇束の付加価値が仕払われた上なおかつ各筆の価額が高額であるとすれば、それらの耕地が林田農業に固有の地子稲以外の収益を約束するものであったことを物語るであろう。とすれば、それは林田での農耕を軸とする直接生産者の全生産活動を包みこんだ取戻権であったことが推察される。したがって、前述の紀葛成の売券の場合でも、件の活価九〇束という高価な一段に北接する「林」は、おそらくそうした意味の収益を約束する林地として有機的に結合していたものと考えられる。もちろん、先に見た稲城壬生公物主の売券の場合のように、熟地と林を明白に坪付表記しているのと比べれば、この場合は四至記事の中で林という制約があるので断定的なことは言えぬ。しかし、神門今子の売券での「南至治田」「西至地」「北至地」という事例から見ても、同じ直川郷での、紀葛成の立券である以上、「北限林」の表記法は他人所有の林でないことを示すと解釈してよいだろう。

以上、紀伊国直川郷における林田農業の実態を私なりの方法で捉え、林田の活価が何故に高価なのかも、分業的生産や交易との有機的結合にあることを提示し得たと思う。そこで、今一つ、大和國の例を検討して、小稿を閉じようと思う。

- ① 『平安遣文』一三〇号
- ② 『続日本後紀』承和十五年正月八日条
- ③ 『文徳実録』嘉祥三年七月二十六日条
- ④ 同右、斉衡元年四月二十七日条
- ⑤ 『三代実録』貞観元年一月十九日条
- ⑥ 同右、貞観二年二月十四日条
- ⑦ 『平安遣文』四四五六号
- ⑧ 同右、三六七〇・三六七一号
- ⑨ 谷岡論文、藤岡謙二郎編『河谷の歴史地理』所収第一一〇図参照
- ⑩ 同右、三三二頁
- ⑪ 服部昌之「太田・黒田地域の歴史地理的環境」第一図、和歌山市太田・黒田地域総合調査『地理・歴史調査概報』所収
- ⑫ 和歌山大学助教授小山靖憲氏書状（筆者宛私信）
- ⑬ 前掲谷岡論文。三三二頁
- ⑭ 同右、三三二頁

八、大和国平群郡夜麻郷に見る林田農業と地山

延長六(九二八)年の「内供奉十禅師禎果弟子等解」^①によると、延喜二二(九三二)年に遷去した故師十禅師が寛平七(八九五)年に三統普子らの手より買得した「地山等事」について、

合

熟地参段式佰歩

四至限東公田并道 限南道 限西森田中池并谷 限北岑并領田部吉雄山

在八条九里卅六坪并十里一坪及里外

の「件地山等」は、「彼此互請作之間、諠譁不絶、因茲為断相論、故院被放永年之行文也」ということである。

而間以去延喜廿二年二月廿五日遷去、其後諸弟子等、以彼御領地等議定云、或地充置被奉造御井寺大観音燈油料、件地山定置御関日料者、望請所由所司明驗、如弟子等之議定、為御関日料、仍為後、請明驗如件。

すなわちこの一件は、故師七回忌の年に当たって、御関日料に定め置くということで落着し、「刀禰等依陳状案事情、所謂地山等、従故院御存日領掌来実也」ということで、平群郡判ならびに大和国判を得てようやくおさまったわけであるが、この解文から、およそ次のようなことが窺い知られよう。

問題の焦点は、解文に表記されたかぎりでは、僅かに「熟地参段式佰歩」のことでしかない。普通ならば、一人の農民の経営地にも足りない小さな熟地である。それが「彼此互請作之間、諠譁不絶」というのである。どうしてであろうか。

まず第一に、刀禰らが陳状にもとづいて事情を案じたというその事情の眼目が「所謂地山等」のことにあったという点である。そしてそれが故院存生のころから領掌していた事実があるかどうかという点に注がれている。つまり、三段二〇〇歩の熟地そのものよりも、その所在する「地山等」の領掌の方が、むしろ紛争の焦点になっているのである。署名に加

わった刀禰は八名であるが、その中に三統宿禰元典・同絳暢の兩名がいるから、該地の元の地主であった三統普子も、在地の有力農民（農奴主）層に属する三統宿禰の一族であったことが判るが、その三統普子から買得した「件地山等」が何故に、故師（買得人）存生のとき以来の領掌事実があるかどうかが問われ、はたまた、故師存生のときすでにその請作をめぐって諍誣論が絶えないというような事態を生んでいたのであろうか。

この疑問を解明する方法は一つしかない。すなわち、熟地三段二〇〇歩と地山とを統一的に捉えて、その経営実態に照射を当てることである。およそ幾年を経過しようとその靜態的景觀に変化が生じないような状態であるならば、かかる紛争は起きない。年々歳々、熟地の位置が移動し地積も変わる、それに伴って地山の様子も変貌する。さればこそ、在地の刀禰らさえ、事情の経緯を案じなければ、「從故院御存日領掌来実」を証明することができなかったのである。つまり、該地は切替え輪作農法に立つ経営地だったのである。それも、一年交替に切り替える二圃制の、その意味ではむしろ安定的なと言ってもよい「片あらし」方式の四至明白な輪作地ではなくて——それならば「從故院御存日領掌来実」如何というような問題、つまり領域的問題は起きてこない——、しばらく現地を見ないでいると、地山の様相も熟地の位置もすっかり変わってしまったというような、焼畑方式の輪作農法か、それとも、それほど大きな変貌を伴わぬが、やはり、かなりの景觀変化が生じる林田方式の輪作農法か、そのいずれかによる経営が行なわれていたのである。

そこで、四至記事を見てみよう。該地は八条九里六坪と十里一坪の相隣接する二カ坪と、おそらくそこから地続きの「里外」にまで広がっていた「地山等」である。東に公田と道、南にも道、西に藁田中池と谷があって、北は岑と額田部吉雄が経営する私領の「山」という景觀の中に位置している。したがって、件の「地山等」は、北側の「岑」に属する「里外」部分を含み、南側に開いた地形のその低平部に、西側にある藁田中池の水を利用したと考えられる水田があって、全体としては一区の家地としての姿をなしていたようである。東と南を道で区切られ、西が谷ならば、問題が生ずるとすれば北側の里外の地、しかも「岑」ということになる。その山林部は、一部すでに額田部吉雄の経営に属するとすれば、

それに接続する三統普子経営地が寛平七年以前から存在していたと考えて間違いないだろう。三統普子がかつてどのような山林部の「地山」を経営していたかどうかは不明であるが、故師買得以後その経営方法ががらりと変わったとは想定できないから、往時も現在も、そうした地山と熟地三段二〇〇歩というような山林部と水田とが有機的に結びつき、全体として一つの家地経営をなしていたであろうことは、ほとんど疑いないところである。

その経営の内部で、「彼此互請作之間、諠譁不絶」という事態が起きているわけであるとすれば、その原因は結局のところ、請作地の帰属が現作熟地のようには判然とはしない部分、すなわち山林部の「地山」——そしておそらくはようやく林地として用益対象になりつつあった「荒」(ソラス)の旧林田部分を含んだであろう山林部——における請作者相互間の利害の衝突にあった、と推定できよう。

因みに、貞観一五(八七三)年の「広隆寺資材帳」の「水陸田章」を見ると、山城国葛野郡の五条市川里に属した

十三上鬮田八段二百五十二歩一段百八十歩熟
七段七十二歩凶

十四下鬮田八段二百三十一歩二段百八十歩熟
六段五十一歩常荒

という二筆が目にとまる。「鬮田」とは面白い呼称である。もちろん、つむじ風が吹きつける場所だからこう呼ばれたというわけではあるまい。「鬮」は「鬮泊」ということばがあるように「さまよう」意である。もし、この「鬮田」が年次によって熟地の場所を変える林田乃至焼畑に与えられた呼称であるならば、まことに言い得て妙といわねばならぬ。下註の割書きが示す実態から見ても、その感が深い。熟田と嶋と常荒と、そして不明の二段二三七歩と。この二カ坪は、少なくとも貞観年間の当時の景観として、林田農法がかつては行なわれていた面影を残していたように思われるのであるが、どうであろうか。同じ五条の立屋里では

十五上立屋嶋一町 林、荒

十七下立屋嶋一町

の「畠式町」を記載している。この二カ坪の畠二町は、間の十六坪の様子を知り得ないが、ともかく一方の一町歩の畠は「林」であり、しかも現在「荒」である——それとも、林と荒とであろうか——。これは疑いの余地がない林田農法の畠で、用益期間をすぎて林にもどしつつかある部分が「荒」である。こうした事例を参考すると、水便の有無によって田・畠いづれの耕地とするにせよ、林田農法は貞観年間の嵯峨野地帯で現実に行なわれていたことが判る。

したがってまた、右に見てきた大和国平群郡の「諠譁不絶」の事例でも、それこそ「鬪」として定在地を固定し得ない輪作用益地をめぐる請作上の利害衝突が生じたのは、けだし当然のことであろうと思われる。

察するに、請作熟地と一体関係にある林地や荒の帰属について、たとえば地積上の單純な比例配分や地形による区分けでは片付かぬ利害関係があったのであろう。また、林地そのものの經濟的価値が均等・公平になるように配分したとしても、それをそのままの帰属で林田にした場合の耕地としての經濟的価値が均等・公平になるといふわけにはゆくまい。その上、切替えを行なうたびに熟地の条件もまた変化する。とすれば、毎年毎年、熟地と林地とを全体として配分し直さねば、請作者相互の利害を調節できないわけである。もちろんそうした努力はなされたに違いないが、複雑な要素を含む林田農業で全き公平を期す配分など、もともとできよう筈はなからう。かくてこそ、「因茲為断相論、故院被放永年之行文」という、謂うなれば「下地中分」的な裁定を下して、請作契約を改めた永年の行文をそれぞれに与えることとしたようである。

だが、事がらの性質上、それですべてが解決したわけではない。故師の遷去後、問題は新たな要素を含んで再燃しようとしていたようである。諸弟子の議定の結果、件の地山を御園日料に定め置いたというが、それがどうして問題の解決につながるのか、も一つよく判らない。故師買得の遺領について、その地子を閩日の料に宛てるというのは判るが、それは遺領が諸弟子または他の何某かに相伝されないというだけのことであって、請作関係における問題には直接つながらないと思うが、この点いかがであろうか。「彼此互請作之間、諠譁不絶」というのが、実は弟子たちのことであつたというの

ならば——これはありうることである。寺僧らの生活の資に充当するため土地を取得し、それぞれに自ら耕種・経営せしめる事例は、中世でも地方寺院で一般に行なわれた——、疑問はたちまち氷解である。該件をそう理解することも一つのケースとして確認しておくべきであろう。しかし、考察としては、そうでない場合も検討しておく必要があるのである。

も一つよく判らぬというのはその場合のことである。請作者が在地の住民でしかも複数であるわけだから、そしてそれは三統普子のおかげから続いていた事情であろうから、御関日料云々は「諠譁不絶」の原因除去には直接役立つはずもない。

そこで気にかかるのが、「或地充置被奉造御井寺大観音燈油料」とある文言である。この御井寺とは、『大和志料』に

法輪寺 一ニ法琳法琳トモセニ作ル。富郷村大字三井ニアリ。因テ三井或ハ御井トモセ寺ト字ス。推古天皇三十年山背大兄・由義ノ二

王其ノ御父聖徳太子ノ為ニ創立スル所ナリ。

当寺資財雑物録云

御井寺三井勸録寺家資財雑物等事

名法琳寺

東限法起寺堺 南限鹿田池堤
北限水室池堤 西限板垣岑

在平群郷夜麻郷

とある法隆寺末寺(当時)の法輪寺のことであって、中宮寺から歩いて北へほぼ一キロである。遺跡「三井瓦窯跡」もすぐ近くにある。問題の「地山」もおそらくこの法輪寺往昔の寺域の「西限板垣岑」の辺りのどこかであったのであろうか。ともあれ、その法輪寺の灯油料に充て置こうという議が出された「或地」が気になる。これを「或は曰く。地は……充て置かんと。」と読めば、問題はなくなる。だが、これを「件地山」とは別の「或る地」とすると、寛平七年買得時の立券文がいう「地山」には含まれていなかったが、その後請作者たちの手で漸次開発された北側の「里外」の岑の、しかも地積を町段では捉えがたい「加功為林」式の林地にながしという意味の「或る地」と解せられることになり、問題がきわめて複雑な様相を帯びてくる。

元来この地は三統普子の経営地であった。三統宿禰一族というのは、承和一一（八四四）年に左京人玄蕃助従六位上日置宿禰真浄をはじめ一族の者に「賜姓三統宿禰」と賜わたったのが起り、元は日置宿禰を称した一族である。真浄は齋衛元（八五四）年に従五位下で「為次侍従」と見える人物である。真浄と同時に三統宿禰を賜わたった一人に「造輪田（泊）使主典大初位上・継」^⑥（此上悉脱字）がいるし、『新撰姓氏録』によれば、大和国諸蕃の中に「出自高麗国人伊利須使主」という日置造が見られるから、渡来人系の氏族「日置」氏の一族で、古くから平群郡に住んでいたらしい。玄蕃助であった真浄は職掌上、法輪寺々僧ともおそらく相知ることがあったと想察されるならば、——禎果は宮廷の内道場に出仕する内供奉禪師の一人であったが、その没年から見て、かなり世代が離れるので、真浄と禎果が互いに相知る間柄であったとは考えられないにしても——、さらに一步を進めて、真浄自身は左京に貫籍していても、その一族は件の法輪寺近辺の「地山」のある夜麻郷に住んで勢を張り、刀禰となっていたと推定することも、あながち無理ではなさそうである。真浄は貞観三（八六一）年から従五位上行皇太后宮亮で伊勢国の介に兼任されているから、その三五年後の寛平七年に件の地を沽却した普子は、世代の違いはあれ、おそらく真浄を知っていたかも知れないと思われる。以上、要するに三統宿禰（日置氏）は、在地の刀禰として延長六年の解文に証判を加える人物が二名いたことから見ても、この地に勢力を張る有勢の一族であり、都に真浄のような人物を送りこんでいた氏族であることを、念頭に置いておかねばならぬであろう。

さて、その三統宿禰の一族である普子の該地における家地経営を推測すると——延長年間の刀禰であった元典や絳暢らにしても同様な家地経営をくりひろげていた筈である——、「里外」の山林部をどれほどか私領に手繰りこみ、その経営下に属して実際に林田農業に従った「彼此互請作」の住民ら——その中には、三統宿禰一族の者もいたかも知れない。件の解文に「従三統普子等、手所買得也」とあることから見ても、その蓋然性が高い。——も、その習いを当然と考へて一向にあやしまなかつたと思われる。とすれば、先に想察した「或地」のケースなども、蓋然性の高い事態として、考慮する必要があろうかと思われるのである。

つまり、請作農民らは、「加功為林」式の林地をどしどし広げていったのではないだろうか。そしてそれは熟地における米作り以上に重要な生産部門であったかも知れないのである。およそ斑鳩の里と呼んだ方がイメージのはっきりとするこの地域の住民は、法隆寺をはじめとする寺塔伽藍が需めるさまざまな建築資材・器具調度資材その他もろもろの分業的生産物の生産・交易に深く結びついていたに違いない。著名な三井窯跡は瓦の生産地として栄えた往時をしのびせるが、高麗系氏族三統宿禰一族のそれへの関係も十分考慮されてよいだろう。前述した齊衡年間の大初位上三統宿禰□継は時に造輪田泊使の主典であったというから、彼の配下に活躍した多くの工人たちの中には、同族の者をはじめこの地の住民で木工の技に長じた者がいたであろうと推測される。そうした推測はさて措くとしても、該件の「彼此互請作」する人びとが——同様にして、額田部吉雄の私領の山で働く人びとが——、自らの食料生産に熟地耕営を行なう一方で、その労働力の多くを「里外」の「岑」に投入し、各種の樹木を育ててその資を享けていたであろうことは、ほとんど間違いないことである。とすれば、そうした林産的活動の場は、特定年次における静態的景観としては四至や地積で捉えることはできても、歳月の流れの中では「或地」としか表しようのない動態的なものであったであろうし、法的表現としては「地山」としか呼びようがなかったであろう。件の解文が、熟地三段二〇〇歩の所在地としての意味でその四至記事を記し、地山全体の地積を捉えていないのも、そして「里外」の範囲も不明確なまま、ただ「從故院御存日領掌來実也」という在地刀禰らの証判に任せて郡判・国判が加えられているのも、そうした実態を示唆している。

さてそうすると、寛平七年の買得時には含まれていなかったが、故院存生の間に新たに「加功為林」し、確かに「領掌來実也」と刀根らも証判した「或地」は、謂わば新開墾田の場合と同様、私領としての合法性をもつものであったことになる。しかも、それが現実には請作者たちの生産活動を基盤とするものである以上、故院存生当時もたえず漸増し、且つ林田農法固有の動態を示して、「諠譁不絶」の原因となったように、故院遷去以後も同じ事態が進行した筈である。なればこそ、故師七回忌の年に当たって、諸弟子らの議定を必要としたのである。将来にわたって相論のなきを期さねばなら

なかつた。請作者らにもそれなりの権利意識や主張があつた筈である——先に、「問題が複雑な様相を帯びてくる」と述べたのは、「或地」を「或る地」と読んだ場合に、以上のようなあれこれを考慮し、この結論を得る手数が必要だつたらである——。

では、そうした「或地」を御井寺大観音の燈油料に充て置くということが、どうして問題の解決になるのであろうか。以下、私なりの推測を述べて諸賢のご批判を仰ぎたい。

「或地」、この歳月とともに変貌し成長する、それ故に「或地」としか表現しようのない「彼御領地」を、御井寺大観音燈油料に充て置くということは、とりもなおさず、該地を名利法輪寺の燈油料所とすることによって寄進系荘園としての外被をまとうことを意味する。対国衙関係において、それは故師の私領権を永久に安定させる意味をもつばかりでなく、直接生産者たちにとつても、領主的庇護下に立つて「里外」の「岑」におけるその生産活動の拡大をし易くさせるという積極的意味をもつたはずである。請作者らの権利意識や主張を吸収し、「諠譁不絶」という形で現われている請作者相互間の利害対立を緩和させ、矛盾関係を置きかえる効果をもつたはずである。問題解決策の一つとして弟子らの議定に挙げられているのも至極当然であらう。ところで、彼らはまた言う。「件地山」は故師の御関日料に定め置こうと。この「或地」と「件地山」の使いわけが問題のキー・ポイントなのである。

察するに、この議定は故師遷去以来の措置を再確認したものであると同時に、延長六年の現時点で、請作者らから収取する故師御関日料を固定しようとするものであつたようである。おそらくそれが「熟地参段式佰歩」に相応する地子であつたと思われる。生前この地を買得した故師の意志を保全し、合わせて故師の供養とする意味において、弟子たちにとつてそれは最善の方策だつたに違いない。爾後の問題は、遺領の地主権を大観音燈油料所として寄進された法輪寺が、対国衙・対請作者関係の中で処理してゆけばよいのである。けだし、該地をめぐる諸問題は、新たな場で展開することとなつたわけである。

ところで、矛盾関係を置きかえられた形になる国・郡衙としては、「或地」的展開を無限定に承認することはできない。三統普子や内供奉十禅師禎果の私領という場合とは、違った意味あいをもとうとしているのである。延長六年といえば、延喜格一二巻・延喜式五〇巻の完成した延長五年の翌年のことである。「或新占山野収其地利」、「包并山林経畧敷沢」といった動向が厳しく抑えられた時代である。当然のことながら、厳重な実態調査がなされた。それを示すのが、

刀禰等依陳状案事情、所謂地山等、從故院御存日領掌来実也。

の文言である。故師生前の領掌如何が問われているわけであるが、郡判・国判が加えられる決め手となったのは、刀禰らの証判である。ここで件の券文に「所謂地山等」と表記されていることの意味に注目すべきであろう。何故「所謂」といわねばならぬのか、何故「等」の文字を添えねばならぬのか。この点にこそ該件の複雑さと政治的解決の集約が見てとれるであろう。故師買得時の寛平七年の時点における「地山等」の実態とはすでにかなりの相違をもっていた該地を、故師の存生時以来領掌し来たったところだという理由を設けることによって合法性をもたせ、同じ「地山等」と呼ぶことでつじつまを合わせているのである。つまり「新占山野収其地利」類のものではないという建て前で立券されているわけである。ともあれ、これで該地が法輪寺領となったことだけは事実である。熟地三段二〇〇歩は元の地主である故師の関日料に充て、それと有機的に結びついている山林部の「地山等」は大観音燈油料に充てるということで故師遺領を法輪寺に寄進するといふのであるから、国郡としてこれを承認せぬわけにはゆかぬ。かかる政治的処理が行なわれたからこそ、一〇世紀以降、法網をくぐって寄進系荘園がますます増えていったのであろうが、それはそれとして、該件の場合でも、かかる方策が一定の問題解決策となった理由が領けるであろう。

かかる動きの中で、三統宿禰元典らを含む在地の刀禰八名の果たした役割は重要である。元は三統普子の「地山等」であって、現実に「彼此互請作」する在地住民の生産活動が続けられている件の「地山等」の法輪寺領化を助けたわけである。それは、法輪寺のためだけ、そして請作者のためだけではなかったはずである。配下住民を組織して農奴主的経営の

拡大を推し進めつつあった彼ら在地刀禰層有力家父長らの階級的利害にも、直接結びついていたはずである。けだし、彼らの山野開発——林田農業を軸とした分業的生産と交易の発展の基盤としての「地山等」の私領化とその「或地」的拡大——を保障してゆくためにも、該地の法輪寺領化を助け合う階級的連帯が行なわれていたのである。律令制的古代村落が解体し、中世的な第一次的複合村落共同体が山野用益を一つの核として形成されてゆく祖源的状況を、この刀禰ら八名の連署に垣間見られると私は思うのであるが、果たして如何であろうか。

ともあれ、以上で「内供奉十禪師禎果弟子等解」の考察を終わることにするが、この解文の一見理解に苦しむ難解な文面や用語の示す意味を、林田農法による山野用益形態の特質という背景を置いて、動態的に捉えてみるならば、意外にウィット (wit) 的な動きを窺取することができる、私は思うのである。一〇世紀初期における刀禰層・家父長的農奴主層の動向、第一次的複合村落共同体の成立、そういった問題にからませ、しかも寄進地系荘園の展開の一形態といった論点を含ませて、この解文を以上のように読みとろうとするのは、いささか読みすぎというか、恣意的というか、そういった懸念を感じないでもないし、誤読の不安もないではない。諸賢の厳しい批判を切に懇望する次第である。

- ① 『平安遺文』二二二号
- ② 同右、一六八号
- ③ 『大和志料』中巻、一三八頁
- ④ 『続日本後紀』承和二年(一〇月朔条) 家仮民私宅号庄家貯積稻穀等物事
- ⑤ 同右、齊衡元年五月二二日条
- ⑥ 同右、
- ⑦ 『三代実録』貞観三年正月一三日条
- ⑧ 『類聚三代格』延喜二年三月一三日付官符「応禁断諸院諸宮主臣

結びにかえて

小論で提起した「林田農業」という視角が果たしてどれほどの有効性をもち得るのか、わけても、私自身の問題意識にある「中世的土地所有成立の前提」としての平安初期における小経営の展開と家父長的農奴主層の地主的土地所有の展開、

そしてそれらを基盤とした荘園制的土地所有の形成や第一次的複合村落共同体の成立、それと深く結合した長者的大経営の展開、そういった中世史研究上の諸課題に、どれほど具体的な接点をもち得るのか、まだまだ確信はもてないのであるが、一つの試行錯誤としての有効性ぐらいはあろうかと思うのである。敢えて結論を綴らないのもそのため、素材のままで、幾つかの林田農業の観察結果を提示し、諸賢のご教示・ご批判を得て、さらに考え進めてみたいと思う次第である。

（甲南大学教授・

）

The House-shaped Stone-coffins 家形石棺 in *Kinai* 畿内

by

Seigo Wada

The house-shaped stone-coffins are well found in *Kinai* in the later old mound 古墳 periods. In this article, I analyse them as to the type, material, geographical distribution and so on, classify them into some distinctive groups or types which have common elements, and by examining the mutual relations of them, I investigate the political movements of the dynasties of *Kinai*.

According to my examination, the house-shaped stone-coffins were classified to five 'types', and three 'groups', and their history had three turning points as follows, (1) the emergence of them at the east part of *Nara* basin 奈良盆地 in the second half of the fifth century, (2) the beginning of producing of them at every part of *Kinai* in the first half of the sixth century, and (3) the beginning of the uniformization of them from the end of the sixth century to the first decades of the seventh. Therefore, investigating the mutual relations of the types at every period, and pursuing the meaning of the relations, this article concludes that the change of the house-shaped stone-coffins reflected, in the aspect of the funeral ceremony, the political movements of those days from the reign of empress *Suiko* 推古 and the *Renovation of Taika* 大化改新 unto the *Ritsuryo* 律令 regime.

Die Rinden-landwirtschaft und der Yaki-betrieb

vom 8. bis zum 10. Jahrhundert

—Eine Voraussetzung zur Entstehung des
mittelalterlichen Grundbesitzes—

von

Hiromu Hatai

In den landwirtschaftlichen Urkunden, die im Archiv "*Heian Ibun*" 平安遺文 aufgenommen werden, finden wir oft das Wort "*Rinden*" 林田 als das Flächenmaß der Flur. "*Rinden*" kommt ursprünglich von der

Rinden-landwirtschaft, d. h. der eigenartigen, von der *Yakihata*-焼畑 landwirtschaft entwickelten Wechsellandwirtschaft, her.

In dieser Abhandlung entwerfen wir nicht nur ein greifbares Bild der Rinden-landwirtschaft, sondern auch prüfen wir ihre Bedeutung für die Entstehung des mittelalterlichen Grundbesitzes auf Grund der folgenden Fragestellungen über: d. h. welche Bedeutung die Rinden-flur von der Flächengröße der neuen Waldurbarmachung ausgemacht hat, wie eng und organisch sie sich mit der Arbeitsteilung und dem Tauschhandel verbunden hat, und was für eine Stellung sie für die Entfaltung des kleinbauerlichen Betriebs und der patriarchalischen Grundherrschaft eingenommen hat.

Daraus ergibt sich, daß die Rinden-landwirtschaft eine wichtige Veranlassung zur Entstehung der flachen Grundherrlichkeit, sowohl als zur Entwicklung der Dorfgemeinde, seit dem 10. Jahrhundert gegeben hat.

Der Bürgerkampf in Lübeck im Spätmittelalter

von

Yoshihisa Hattori

Der sogenannte Zunftkampf ist ein wichtiges Ereignis, das einen Wendepunkt der Verfassungs-, Sozial-, und Wirtschaftsstruktur der Stadt im Mittelalter bezeichnet. Trotzdem haben die bisherigen Forschungen seine Wichtigkeit nicht genug abgeschätzt. In diesem Aufsatz untersuche ich die Aufstände von den Handwerkern und Händlern gegen den Rat in Lübeck im Spätmittelalter aus dem neuen Standpunkt.

Nach dem Stralsunder Frieden von 1370 kamen die Tendenzen der Stagnation im Lübeckischen Handel zur Erscheinung. In dieser flauen Konjunktur um ihren Betrieb zu schützen, schränkten die reichen Händler den Handwerkern ihre Rechte auf Betrieb ein und erlegten ihnen willkürliche Steuern durch öffentliche Amtsgewalt des Rates auf. Am Ende des 14. Jahrhunderts standen die Handwerker gegen solche Drücke auf. Ferner, seitdem wurde allmählich ein Teil von den Händlern zu Rentner durch vielfältige Güterkäufe. Bis zum Anfang des 15. Jahrhunderts hatten sie eine geschlossene patrizierhafte Gruppe zusammenge-